令和７年度公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
事　業　計　画

１　みどりまちづくり事業

・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第４条第１項第１号〕
　ア　調査研究およびその成果の普及　　イ　普及啓発　　ウ　相談、助言および援助
・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第４条第１項第２号〕
・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第４条第１項第３号〕

区民が住み続けたいと思える快適な生活環境と豊かな地域社会を目指して、みどりのまちづくりセンターは、中期経営計画に基づき、区民・事業者・行政をつなぐ立場から区民の主体的なまちづくり活動の支援に取り組み、協働によるまちづくりを推進します。

区の貴重な資源であるみどりを守り育てるまちづくりを区民とともに進めます。みどり活動に関わる区民を人材として登録し、団体に紹介する仕組み「練馬みどりの人材バンク」により、みどりを育むムーブメントの輪を広げます。

センターが培ってきた情報発信のノウハウやワークショップ運営のスキルを活かし、まちづくりの啓発や相談に対応するとともに、良好な生活環境の保全・創出に取り組む活動団体への支援、地区まちづくりや空き家等地域貢献活用等に取り組みます。

（１）みどり・景観事業の推進

豊かなみどりに恵まれた区の環境を未来につなぐために、「練馬区みどりの総合計画」に基づき区民による地域のみどりへの関わりを深め、みどりを守り育てる活動を更に広げます。区から指定されている「景観整備機構」として、景観形成支援に取り組みます。

	取組	内容
１	憩いの森等の区民管理活動の支援	・区民管理団体の活動支援 ・憩いの森等の貴重な樹林地の管理・活用を希望する活動団体の支援 ・「ねりまの森こどもフェスタ」の実施
２	地域ぐるみのみどり保全活動の普及	・ボランティアとの協働による地域の落ち葉清掃活動の実施 ・落ち葉清掃活動を支える「運営サポーター」の育成・運営への参加の促進 ・保護樹林・樹木所有者と活動団体等とのマッチング ・（仮称）ねりまみどりフェスタへの協力
３	つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営	・「コミュニティ・ガーデナーコース」の運営 ・「ねりまの森維持管理コース」の運営 ・受講生の卒業後の活動に関する相談対応・マッチング

4	みどりを守り育てる人材の登録・紹介	・みどりを守り育てるボランティア登録と活動団体の紹介 ・ボランティア登録者および登録団体へのみどりに関する情報発信
5	景観形成支援	・景観まちなみ協定締結団体の活動支援 ・景観協定に係る相談対応

（2）まちづくり事業の推進

良好で安全・安心な都市環境づくりと公共施設等の活用を進めるために、地域住民主体のまちづくりを担う団体等の支援に取り組み、区民・事業者・行政をつなぐ役割を担います。

	取組	内容
1	まちづくり啓発	・まちづくり講座の開催による学習機会の提供 ・区民主体のまちづくり活動に対する助成および支援「たまご部門」「はばたき部門」 ・まちづくり情報誌「こもれび」の取材、編集、発行 ・ホームページ等によるまちづくりイベント等の情報発信
2	まちづくり相談	・まちづくりの相談や後援等による活動支援 ・ＳＮＳ等によるまちづくり相談機能の周知 ・まちづくり登録団体間の交流促進に向けた活動・イベント情報の発信 ・印刷機等の利用や備品の貸出等、まちづくり登録団体支援 ・みどり、まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 ・(一社）東京都建築士事務所協会練馬支部による「建築無料相談」の後援
3	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	・大規模建築物等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣
4	まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会等の支援	・地区まちづくり協議会の活動支援および相談対応 ・地区まちづくり準備会・協議会の設立に向けた支援
5	地区まちづくり活動支援	・良好な生活環境を保全・創出し地域の価値を高めるまちづくり活動を行う団体・組織等の支援 ・地域主体の活動につなげていくための団体・組織等との活動方針の共有
6	空家等地域貢献活用	・空き家活用の相談対応とマッチング、専門家派遣等 ・空き家の地域貢献活用の普及啓発

7	建築物等のバリアフリー化協働推進	・建築物のバリアフリー推進に向けた研修会等の実施 ・区立施設等の新設、改修に伴う区民意見聴取、提案
8	調査研究	・みどり、まちづくりに関する調査研究 ・大学連携等による調査研究の試行・制度（案）の構築 ・市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議への参加

（3）その他事業

	取組	内容
1	みどりのまちづくりセンター運営協議会	・センター事業について助言を得るための運営協議会の開催

２　自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第４条第１項第４号〕

公社は、練馬区自転車利用総合計画の実現に向けて、放置自転車対策業務と区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の指定管理業務を受託しています。

指定管理業務については、平成 18 年度から令和４年度までの 17 年間、６期にわたって指定を受けています。令和５年度から第７期として５か年の指定を受け、令和７年度は３年目となります。

指定管理業務の推進にあたっては、利用者第一の立場に立ち、施設の安全・安心と利用者サービスの向上を目指し、指定管理者として提案した企画を着実に実現するとともに、自転車関連５事業（放置自転車撤去・移送、保管・返還、誘導・案内、問い合わせ対応、自転車駐車場運営）を連携させながら、効率的かつ効果的な管理運営を行います。

放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等との協力が不可欠です。これらの団体に働きかけ、自転車対策地域協議会を設立しました。地域と協働し、放置自転車対策等の自転車の適正利用の推進に取り組みます。

また、中期経営計画に基づき「放置自転車対策の推進」、「利用者サービスの拡充」、「自主事業の展開」に取り組みます。

（１）放置自転車対策事業

区内の放置自転車は、区立や民間駐車場の整備、放置自転車撤去の強化、誘導員による自転車駐車場への適切な案内等により、年々減少しています。午前と比べ午後の放置台数が多くなっています。

①　放置自転車の撤去・移送

自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に重点的に撤去を行うほか、地域の理解を得て買物自転車対策等に取り組み、道路交通の良好な環境と歩行環境を維持します。各駅別の自転車等の乗り入れ台数について実態を把握するため年２回調査を行います。

撤去台数の減少に対応した体制と経費の検討を行い区に提案しました。減少を続けている放置率を維持するために即時撤去を継続するとともに、作業人員および車両台数の見直しを行います。

②　撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内４か所の自転車集積所において適切に保管し、撤去手数料を徴収のうえ、所有者に返還します。

③　自転車駐車場への誘導・案内

放置禁止区域に配置した誘導員による自転車駐車場への誘導・案内や放置自転車への警告札の貼付により、放置自転車の発生を抑制します。

令和７年度は誘導員の常時配置を区内６駅に集約する一方、新たに車両での巡回を開始します。これまで誘導員を配置しなかった駅も含めて、区内すべての駅を巡回して、誘導案内・啓発業務に取り組みます。

④　**自転車等の問い合わせ**

「自転車問い合わせセンター」では、放置自転車の撤去の有無、放置禁止区域や即時撤去についての説明、集積所や返還手続きの案内、自転車駐車場の案内等、区民からの様々な問い合わせに適切に対応します。

⑤　**自転車対策地域協議会等への活動支援**

自転車対策地域協議会が設立されている５地区（江古田駅・練馬駅・中村橋駅・石神井公園駅・東武練馬駅）において、買物自転車対策として、商店会や警察等の関係団体と連携して自転車適正利用のキャンペーン等を行い、放置自転車の削減や自転車駐車場の利用促進を図ります。あわせて、地域イベントへの参加・協力等により自転車利用マナーの向上を図り、駅周辺における放置自転車対策に取り組みます。

（２）自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

指定管理者として管理する施設は、自転車駐車場 73 施設・収容台数 38,105 台（令和７年４月１日見込）、タウンサイクル７施設・供用台数 2,700 台です。利用者が安全かつ安心して利用できる施設環境をつくることを通じて、利用者満足度の向上を図り、より一層、効率性と公平性を確保した運営を行います。

また、災害時におけるタウンサイクルの利活用や、自転車利用による環境負荷の低減、健康増進効果の啓発を進めます。

①　**サービスの向上、顧客満足度の向上**

令和６年度に導入した WEB による補欠待機登録者の繰り上げシステムの機能拡大を図ります。

また、現在、管理事務所窓口のみで受け付けている住所、名字、支払い方法（支払いサイクルを含む）の変更について、WEB で手軽にできる個人別「マイページ」を開設します。

従来から実施している WEB による時間利用置場の「空き情報」の提供や、WEB を活用した利用者アンケートの結果を施設改善や業務従事者の課題意識の向上に繋げることなどにより、利用者目線に立ったサービスの提供を進めます。

老朽化した防犯カメラの更新や照明設備への人感センサーの導入など、安全安心で効率的な施設運営の充実を図ります。

今期指定管理プロポーザルにおいて企画提案した、非常用蓄電装置や電動アシスト車用の充電器無償貸し出し等のサービス提供施設を拡大します。加えて、定期利用・一時利用収容台数の需給調整、分かりやすい案内表示の充実、大型自転車置き場の新増設などに取り組んでいきます。区の大規模改修に際してはゲートなし管理施設を拡大し、電気代をはじめとする管理コストの縮減を図ります。

安全・安心の取組として、警察と連携した盗難防止キャンペーン等を進めます。

②　**放置自転車対策事業と連携した事業展開**

既存施設の改修時に、買物・飲食対策として短時間利用（２時間無料）ができるよう施設の整備を進めています。短時間利用可能施設の新設とあわせて、誘導員による案内を強化し、施設の利用促進を図ることにより、放置自転車のない「まち」の実現を目指します。

③　計画的な修繕の実施

平成 29 年度から、公社は、老朽化した駐輪機器等の更新や修繕を計画的に実施しています。令和７年度も引き続き、機器の更新や修繕を計画的に行います。また、全施設の照明 LED 化に向け、区と協力して改修を進めます。

（３）公社の自主事業

公社財源を活用した独自事業を進めることにより、区立自転車駐車場の運営と一体となって自転車の利用環境向上を目指します。

①　公社立自転車駐車場

公社立自転車駐車場は、豊島園駅前、石神井公園駅東・同拡張、石神井公園駅西、氷川台駅さくら、練馬駅つつじ、石神井公園ボート池東、大泉学園駅さつき、石神井公園駅こぶし・同第二の 10 施設で、総収容台数は 2,521 台です。

各自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。買物対策のために導入した「２時間無料」制も好評で、放置自転車の減少に寄与しています。

今後も必要に応じて公社立自転車駐車場の整備を進めていきます。

②　区立無料自転車駐車場の管理

公社が地域貢献活動として管理している区立無料自転車駐車場は、大泉郵便局バス停、風致地区バス停、風致地区バス停第二、風致地区バス停第三、都民農園バス停の５施設で収容台数 1,019 台です。バス停の近くに配置されており、バス交通へのパークアンドライド用施設として多くの区民に利用されています。

３　資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第４条第１項第５号〕

公社は、循環型社会の形成に寄与することを目的に、資源循環推進事業を区から受託しています。粗大ごみの収集事業は、平成 22 年４月から、練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営は、平成 22 年 11 月から受託しています。

粗大ごみの収集事業、不燃ごみの資源化事業、粗大ごみ・資源の持込み事業、粗大ごみの再使用事業や金属類の資源化事業、区民・事業者等への普及啓発事業等、幅広い事業を引き続き行います。

中期経営計画に基づき「社員の資質の向上と自律した運営」に取り組みます。

（１）粗大ごみの収集事業

粗大ごみは、区民からの申し込みを受けて決定した収集日・排出場所で収集し、区が指定する中継施設に搬入します。資源化可能物や再使用可能な家具類以外の残った粗大ごみは、中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破砕処理施設に運ぶため、大型車両への積み替えを行います。

（２）不燃ごみの資源化事業

収集した不燃ごみは、ベルトコンベアを使い、金属類、小型家電等を手作業で仕分けし、区が指定する資源化事業者等に引き渡します。蛍光管やスプレー缶は専用の処理機で減容・無害化処理をしてから引き渡します。

（３）センターの管理運営

区の資源循環推進の拠点であるセンターにおいて、以下の事業を行います。

①　粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、各戸収集のほか、区民がセンターに直接持ち込むことができます。また、古布・廃食用油等の回収拠点になっているほか、小型家電、乾電池、紙パック、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

②　粗大ごみの再使用事業

粗大ごみの中から再使用が可能なものを、センターで簡易な修繕や清掃を行い、区内４か所のリサイクルセンター（関町、春日町、豊玉、大泉）に提供します。

③　金属類の資源化事業

粗大ごみから、鉄等の有用金属を選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

④　小型家電製品の資源化事業

区内 16 か所に設置している小型家電製品の回収ボックスから回収した小型家電製品を品目毎（13 品目）に選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

⑤　資源循環の推進に関する普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施します。

ア　リサイクルに関する相談・情報提供

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍等を収集し、区民に情報提供します。

イ　施設見学会の開催

区民、町会・自治会、小・中学生、保育園児等の施設見学を受け入れ、循環型社会形成の啓発を行います。

ウ　区立中学校職場体験学習の受け入れ

中学生が地域の事業所や企業、公的施設等で実際に仕事を体験する職場体験学習に協力します。

⑥　生ごみ資源化支援事業

生ごみコンポスト化容器のあっせんを行います。

⑦　大型生活用品情報掲示板事業

区民から申込みのあった「譲ります」「譲ってください」の情報を一覧にした資料を作成し、区内 17 か所の情報掲示板に掲示します。

（４）区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくため、区と連携して、区民や事業者との協働体制づくりに努めます。

①　集団回収支援事業

集団回収は、町会・自治会等の団体が、自主的に資源を回収するリサイクル活動です。センターは活動団体を拡大するためのＰＲや団体と回収事業者間の調整、集団回収に必要な用具類の提供および回収実績の取りまとめ業務等を行います。

活動団体に対し、回収量に応じて半年ごとに支給される報奨金の事前案内を行います。

②　資源循環の推進に係る民間事業者等の支援事業

集団回収を新たに希望する団体に対し、活動内容や登録手続きについて説明を行います。集団回収できる品目（古紙、古布、缶等）のうち、一部を回収していない団体に対して、品目の拡大を働きかけるとともに、対応可能な回収事業者を紹介するなど、集団回収事業の拡大、活性化に向けて取り組んでいきます。

４　可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第４条第１項第６号〕

公社は、平成 27 年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を区から受託しています。現在、区内の可燃ごみ排出量の概ね７割を公社が収集しています。

引き続き、中期経営計画に基づき、業務委託拡大に備えた体制を整備します。

（１）可燃ごみの収集事業

区内の家庭等から排出される可燃ごみを週６日（日曜日を除く）収集して、清掃工場に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行います。

（２）不燃ごみの資源化事業（再掲）

区内の家庭等から排出される不燃ごみからセンターにおいて資源化可能物を選別・回収します。残った不燃ごみを東京湾にある不燃ごみ処理センターへ搬出します。

（３）収集拠点の運営

可燃ごみの収集拠点は、区東部地域は桜台事業所、区西部地域は石神井事業所（石神井清掃事務所４階）です。センターを含めた３拠点の機能維持に努めるとともに、区と連携を図りながら業務委託拡大に備えた体制を整備し、業務分担の再編に取り組みます。

５　地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第４条第１項第７号〕

地球温暖化対策を区民、事業者、区の連携協力により推進するための組織として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 22 年５月 25 日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）」が設立されました。

公社は、当初から協議会の構成会員になるとともに、区から協議会の事務局運営業務を受託しています。現在、協議会は、区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および区の 26 会員で構成されています。

令和７年度は、区の「練馬区環境基本計画 2023」および公社の「中期経営計画」に基づき、様々な会員で構成されているねり☆エコの特性を活かしながら、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、家庭や事業者から排出される温室効果ガス削減の啓発事業の強化、区民・事業者の自主的な活動への支援を進めます。

（１）環境イベント等の開催、出展

①　ねりま環境まなびフェスタの開催

夏休み期間にココネリで、主に小中学生とその保護者を対象とした参加・体験型の環境イベントを開催します。会員団体、協力団体のほか、新たな企業・区民団体の参加等、より内容を充実して開催します。

②　スタート！エコライフの開催

２月に区役所アトリウムで、区民団体、行政団体、企業が、省エネ・省資源・節電等、地球温暖化対策を家庭から実践するためのヒントをパネル展示、パンフレット配布等により紹介します。

③　各種イベントでの展示・出展

環境月間パネル展（６月）、練馬まつり（10 月）、消費生活展（11 月）等の各種イベントで、温室効果ガス排出量削減に関する展示・出展を行います。パネル・模型による説明や啓発グッズの配布等を通じて、来場者に地球温暖化対策の周知啓発やねり☆エコの PR を行います。

（２）講演会の開催

６月の環境月間に合わせ、地球温暖化の影響やカーボンニュートラルに向けた取組など、子どもから大人まで幅広い世代の興味を引く講演会を実施します。

（３）青少年向け啓発事業

①　こどもエコ・コンクールの開催

区内の小学３年生から中学２年生までを対象に、地球環境に関する絵の作品を募集します。入賞作品はじめ、寄せられた作品は、区役所アトリウム、図書館、平和台駅地下連絡通路、石神井公園西自転車駐車場、イベント会場等で展示するほか、民間事業者や教育機関と協働しながら、効果的な活用を図ります。

②　ねりねこ☆彡・ねりこんｖｖの各種イベントへの派遣

マスコットキャラクター「ねりねこ☆彡」「ねりこんｖｖ」を各種イベント等に

派遣し、地球温暖化対策のＰＲ活動を行います。

（４）地球温暖化対策の調査・区民支援事業

①　ねり☆エコホームページの充実

ねり☆エコホームページにより親しんでもらえるよう、省エネや温室効果ガス削減方法、地球温暖化対策に関する世界・日本の動向など、これまでの大人向け解説記事に加え、子どもにもわかりやすい解説記事ページや用語集のページを創設します。また、トップページから解説記事ページへのアクセス性の向上、解説記事ページとこれまで充実してきた「e-ラーニング」「ねりまのエコ暮らし帳」「ねり☆エコ動画」はじめ各コンテンツとの連携など、ホームページ全体の構成を整理します。

②　地域活動団体との協働

自主的な地域活動を行っている区民や団体に、ねり☆エコが実施する事業を通して活動の場を提供するほか、ホームページで活動情報の発信を行います。

③　事業者への支援

事業者が取り組む地球温暖化対策を促進するため、東京都が行っているＨＴＴ実践推進ナビゲーター事業と連携して、区内産業団体への働きかけを進めます。ナビゲーターによる個別訪問相談やねり☆エコ会員が実施している先進的な事業の紹介などにより、効果的・実践的な支援につなげます。

（５）広報業務

ねり☆エコホームページ、メールマガジン、ダイレクトメール、X（旧 Twitter）により、ねり☆エコの事業や地球温暖化対策に関する情報を発信します。

（６）運営業務

会員相互の連携を図り、事業を円滑に実施するため、総会、役員会、事業部会はじめ各種会議を運営します。